公示送達

松本市新井北土地区画整理事業において、左記の者に対する土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定による仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

共有者
住所　松本市大字里山辺一四七六番地イ
氏名　原　三作
住所　松本市大字里山辺三九番地
氏名　原　園次
住所　松本市大字里山辺四〇番地
氏名　中村　春松
住所　松本市大字里山辺四一番地
氏名　丸山伊太郎
住所　松本市大字里山辺四五番地
氏名　湯本友治郎
住所　松本市大字里山辺一四三九番地
氏名　丸山　金弥
住所　松本市大字里山辺一四三八番地
氏名　金子金得
住所　松本市大字里山辺一四五五番地
氏名　上條富一郎
住所　松本市大字里山辺一四四〇番地三
氏名　上條　房國
住所　松本市大字里山辺一四四四番地
氏名　湯本弥左門
住所　松本市大字里山辺一四四五番地
氏名　湯本　徳治
住所　松本市大字里山辺四五番地
氏名　湯本　清榮
住所　松本市大字里山辺四四番地
氏名　赤羽規次郎
住所　松本市大字里山辺一四六六番地
氏名　赤羽　秀雄
住所　松本市大字里山辺八一番地
氏名　赤羽　菊松
住所　松本市大字里山辺一五二五番地
氏名　田村　忠藏
住所　松本市大字里山辺一五二一番地
氏名　田村　光
住所　松本市大字里山辺一五二二番地イ号
氏名　田村　一平
住所　松本市大字里山辺一五二〇番地
氏名　田村弥寿十
住所　松本市大字里山辺一四八五番地
氏名　田村豊太郎
住所　松本市大字里山辺一四八五番地
氏名　田村　頼記
住所　松本市大字里山辺一四九三番地
氏名　田村　一角
住所　松本市大字里山辺一五一〇番地
氏名　田村万喜次
住所　松本市大字里山辺一五一一番地
氏名　田村嘉賀門
住所　松本市大字里山辺五九番地
氏名　田村源一郎
住所　松本市大字里山辺一五〇二番地
氏名　田村　豊茂
住所　松本市大字里山辺一五一四番地
氏名　田村　正高
住所　松本市大字里山辺四七番地
氏名　中村　蔦榮
住所　松本市大字里山辺一五〇二番地
氏名　田村　正作
住所　松本市大字里山辺六一番地
氏名　中村　啓十
住所　松本市大字里山辺一五〇三番地三号
氏名　金子　政太
住所　松本市大字里山辺六四番地
氏名　金子　森十
住所　松本市大字里山辺一五〇六番地
氏名　田村　清志
住所　松本市大字里山辺一四九四番地
氏名　丸山　長春
住所　松本市大字里山辺六七番地
氏名　柿澤　惣一
住所　松本市大字里山辺一四九七番地
氏名　柿澤　富晴
住所　松本市大字里山辺一四九八番地
氏名　柿澤喜代登
住所　松本市大字里山辺一五〇七番地
氏名　田村　新一
住所　松本市大字里山辺一五一九番地イ号
氏名　田村よきみ
住所　松本市大字里山辺一五二九番地
氏名　金子喜一郎
住所　松本市大字里山辺一〇四一番地
氏名　田村　慶内
住所　松本市大字里山辺一四七六番地イ号
氏名　原　清
住所　松本市大字里山辺七七番地
氏名　田上　利平
住所　松本市大字里山辺一四七七番地
氏名　金子小藤次
住所　松本市大字里山辺一四七四番地
氏名　田村　茂賀
住所　松本市大字里山辺一四七四番地
氏名　田村　兵司
住所　松本市大字里山辺一四六九番地
氏名　田村　新十
住所　松本市大字里山辺一四六八番地
氏名　田村　寛一
住所　松本市大字里山辺八三番地
氏名　田村東一郎
住所　松本市大字里山辺一〇四四・一〇四六番地
氏名　田村　倭文
住所　松本市大字里山辺八二番地
氏名　田村十一郎
住所　松本市大字里山辺一五四〇番地
氏名　田村美壽一
住所　松本市大字里山辺七五番地
氏名　金子　晴登

二、通知の内容

土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定により、別紙のとおり仮換地指定を取消し及び指定します。なお、別紙仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知は掲載を省略しそれらを松本市新井北土地区画整理組合事務所の掲示板において掲示します。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に松本市長に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十五条に規定されています。）なお、六十日以内であっても、処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に松本市新井北土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に松本市新井北土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお六箇月以内であっても、裁決の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

平成二十七年十月五日

長野県松本市大字里山辺二九四〇番地二
松本市新井北土地区画整理組合
理事長　上條　裕

第１期決算公告

平成27年9月29日

東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号
キュービーネット株式会社
代表取締役　北野　泰男

貸借対照表の要旨
（平成27年6月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,406	流動負債	2,086
固定資産	19,001	固定負債	14,009
		株主資本	5,311
		資本金	2,961
		資本剰余金	3,038
		資本準備金	3,038
		利益剰余金	△688
		その他利益剰余金	△688
資産合計	21,407	負債・純資産合計	21,407

損益計算書の要旨
（自　平成26年10月10日　至　平成27年6月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,153
売上原価	895
売上総利益	258
販売費及び一般管理費	330
営業損失	71
営業外収益	36
営業外費用	192
経常損失	228
特別損失	482
税引前当期純損失	710
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	△22
当期純損失	688